

# 新型コロナウイルス感染症対策

## 新型コロナウイルス感染症に関するお願い ～ 県民および旅行者の皆さまへ ～ (知事メッセージ)

新型コロナウイルス感染症が、現在、世界的に拡大しており、国内においても、人から人への感染が確認されている状況です。

県民および旅行者の皆さまにおかれましては、国や長野県が発信する正確な情報に基づいて行動するとともに、感染防止のため、次のような取組をお願いします。

- 季節性インフルエンザと同様に、手洗いや咳エチケット\*など基本的な感染症対策を行っていただくとともに、咳や発熱等がある場合には、マスクの着用をお願いします。
- 咳や発熱の症状があり、新型コロナウイルス感染症の発生している国や地域から帰国・入国された方またはそれらの方と濃厚接触歴\*がある方は、医療機関を受診する前に、保健所または県庁保健・疾病対策課の相談窓口(下記参照)へご相談ください。
- 特に、咳や発熱の症状があり、発症前14日以内に、中華人民共和国湖北省または浙江省から帰国・入国された方、またはそれらの方と濃厚接触歴がある方は、診療体制等の整った医療機関で受診していただく必要がありますので、受診前に必ず保健所へご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談についても県庁保健・疾病対策課の窓口でお受けいたします。

令和2年2月14日 長野県知事 阿部 守一

## 新型コロナウイルス感染症に関する事業者の皆さまへのお願い

### 【共通でお願いしたい事項】

1. 従業員の体調管理に留意するほか、手洗いや咳エチケット\*など基本的な感染症対策を徹底していただくとともに、消毒用アルコールの常備などの対策をお願いします。
2. サービス業など不特定多数の方と接するような事業所等では、従業員および利用者等の感染症予防のため、マスクの着用をお願いします。

特に、宿泊事業者や交通事業者の皆さまにおかれては、以下の事項に留意してください。

### ◆ 宿泊事業者(旅館・ホテル等事業者、住宅宿泊事業者)の皆さまへ

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載の働きかけをお願いします。
2. 宿泊者に対し、手洗いや咳エチケット\*など基本的な感染症対策への協力や、咳や発熱等がある場合には申し出ていただくよう呼びかけをお願いします。
3. 特に、新型コロナウイルス感染症の発生している国や地域から帰国・入国された方で、咳や発熱等の症状があることを申し出た宿泊者に対しては、事前に医療機関へ連絡した上で、受診を勧めていただくようお願いします。その際、医療機関の紹介等の支援を行うようお願いします。
4. 感染者が確認された場合に、保健所が行う宿泊者に対する状況把握などの疫学調査等にご協力をお願いします。

### ◆ 交通事業者の皆さまへ

1. 利用者に対し、手洗いや咳エチケット\*など基本的な感染症対策への協力を呼びかけていただくようお願いします。
2. 車両や施設・設備の消毒等、衛生保持に十分にご留意いただくようお願いします。

\*咳エチケットとは感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえることです。

\*濃厚接触とは新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの等

専用相談電話番号 026(235)7277 または 026(235)7278  
(土日・休日を含め24時間対応の専用相談電話)



長野県ホームページ  
二次元コード

掲載している情報は2月14日(金)時点の情報です。最新の情報は長野県ホームページをご確認ください。

# 令和2年度 軽自動車税(種別割)の グリーン化特例を実施します

問い合わせ先  
税務課住民税係  
(32)3126

令和2年度に適用となる軽自動車税(種別割)のグリーン化特例は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規検査を受けた車両を対象に、燃費目標基準の達成度に応じて令和2年度分の軽自動車税(種別割)に限りその税額が軽減される制度です。詳細な税額は表1・2をご確認ください。

表1 〈軽三輪以上 乗用車のグリーン化特例〉

車種区分	現行	令和2年度燃費基準 +10%達成車	令和2年度燃費基準 +30%達成車	電気自動車等
軽四乗用 自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
軽四乗用 営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

表2 〈軽三輪以上 貨物車のグリーン化特例〉

車種区分	現行	平成27年度燃費基準 +15%達成車	平成27年度燃費基準 +35%達成車	電気自動車等
軽四貨物 自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
軽四貨物 営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

※この特例は平成28年度から平成31年度までの措置でしたが、平成31年度の税制改正により特例の適用期間が延長され、令和2年度・令和3年度の軽自動車税(種別割)にも適用されることになりました。

【適用期間】平成31年4月1日～令和3年3月31日

適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用されます。

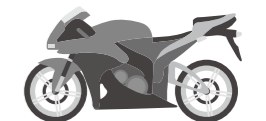
※平成31年度税制改正により、「軽自動車税」は「種別割」という名称になりました。

## 軽自動車・バイク等の 変更・移転手続きはお済みですか？



軽自動車・バイク等を所有している方で、以下に該当する方は早めの手続きをお願いします。

- 引越等により住所を変更した(軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合)
- 軽自動車・バイク等を廃車した
- 他人に譲り渡した等で所有権が移転した



※令和2年4月1日までに手続きを終えていない場合は令和2年度も課税となります。

種別	車種	手続きの場所	
原動機付自転車	50cc以下	御代田町税務課 ※御代田町ナンバーに限ります。 御代田町大字馬瀬口1794番地6 TEL (32) 3126	
	二輪・三輪		
	三輪以上		
小型特殊自動車	農耕作業用	御代田町税務課 ※御代田町ナンバーに限ります。 御代田町大字馬瀬口1794番地6 TEL (32) 3126	
	その他		
	その他		
軽自動車(三輪以上)	三輪	自家用自動車協会 小諸支部 小諸市八幡町3-3-15 TEL 0267 (22) 0496 佐久支部 佐久市中込中込原北3387 TEL 0267 (67) 4677	
	四輪以上		乗用
			貨物
	二輪車(125cc超)		125cc超250cc以下(側車付も含む)
250cc超			

※手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただくようお願いします。